

刑を終えて出所した人等の人権



どんな課題がありますか？

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に真摯な更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、社会に根強い偏見や差別意識があることや、また、高齢化が進行していることなどにより、就職や居住などの面で社会に受け入れられ難いといった問題が起きています。その結果、再び罪を犯してしまうこともあります。

また、本人に対してだけでなく、その家族に対しても偏見や差別意識が働き、人権侵害が起きることさえあります。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- 更生保護法〔2007制定〕
- 再犯防止推進法（再犯の防止等の推進に関する法律）〔2016〕
- 意識啓発の推進や刑を終えて出所した人等に対する支援活動の実施

● 熊本県の主な取組み

熊本県再犯防止推進計画〔2021策定〕

安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国、市町村、民間の団体その他の関係者と緊密に連携しながら、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰を促進するための具体的な取組みを総合的かつ計画的に推進しています。

熊本県地域生活定着支援センター

高齢または障がいをもつため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への定着を支援するとともに、矯正施設を退所後直ちに福祉サービス等（障がい者手帳の交付、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を進めるなど、保護観察所と連携した支援に取り組んでいます。

わたしたちにできることは？

刑を終えて出所した人等が、社会の一員として生活できるよう、更生の意欲を理解し、偏見や差別をなくしていくことが必要です。

罪を犯した人がその償いを終え、再出発しようとするときに、周囲の偏見や差別意識が、その道を閉ざしてしまうのは大変悲しいことです。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

新たな人権課題等



この他、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い、新たに発生する人権問題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発の取組みを進めていく必要があります。

